



工事箇所

附近見取図

特記事項

(工事概要)

- ・鉄筋コンクリート造4階建て
- ・防水改修

(入居者等への配慮)

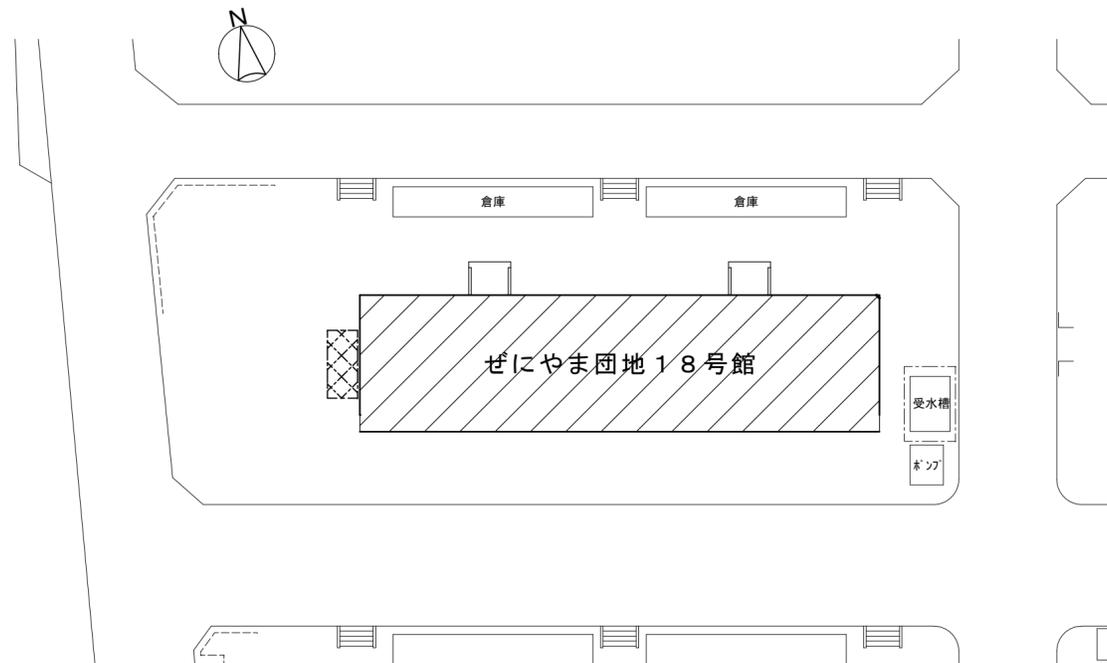
- ・当工事場所は市営住宅で入居者が生活しているため、入居者に対する安全対策、プライバシー、騒音及び塗料の飛散等において十分注意するとともに、各工程について調整を要する場合は、管理人及び入居者と十分に打合せをし、事前にお知らせ文を配布する等、苦情のないよう連絡を行うこと。また、必要と思われる仮設は、請負者の負担により行うこと。
- ・本工事に伴う騒音・振動・臭い等により、周辺住民から苦情があった場合は、工事を一時中断し、誠意を持って地元調整を行うこと。また、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ・当該工事場所は、入居者が居住しながらの工事となる為、工事車両の通行等に細心の注意を払うこと。
- ・大型車両及び揚重機等の出入りの際には、交通誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
- ・工事車両構内進入ルート、材料置場については、当課と協議の上、決定すること。
- ・工事車両及び工事関係車両は、周辺道路及び敷地内通路に駐車しないこと。なお、敷地内通路の通行止めを行う際には、事前に監督員に報告し、入居者へ周知を行うこと。また、工事車両の駐車場所について、市監督員と協議とする。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。また、作業により入居者の協力を必要とすることは、周知文を作成の上1週間前までに共用部掲示板への掲示及びポスティングにより周知することとする。

(適用基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編(令和4年版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編(令和4年版)
- ・その他関係法令

(防水保証)

- ・保証書(受注者、材料製造所、防水施工者の連帯保証)は、各2部提出すること。
- ・保証年数は、10年以上とすること。



配置図 S = 1 / 300

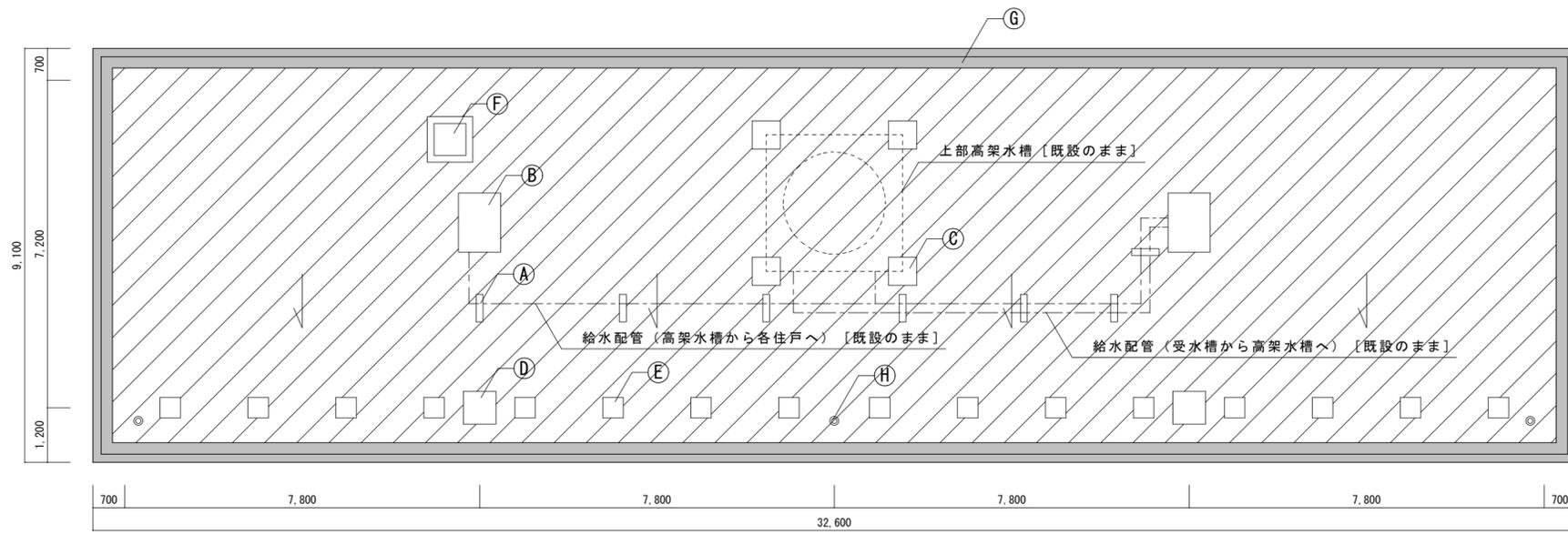
 : 工事対象範囲を示す

 : 昇降足場を示す

(施工条件)

- ・作業着手までの現地調査は、事前に監督員へ報告すること。
- ・本工事に必要な諸手続(道路占用許可、中部電力、NTT等)及びそれに係る費用は、本工事に含むものとする。
- ・工事用電力及び用水は、請負業者負担とする。
- ・工事に際して、作業の支障となる既設物は、一時取外しの上で復旧すること。また、支障となる架空線は養生を行うこと。
- ・当該工事以外のところに破損箇所等があれば、現状把握のために、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存建物及び付属物に損傷等を与えた場合は、請負者の負担により速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・外部足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成21年4月 厚生労働省)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・足場外周部には、ガードフェンスを設置し、進入防止対策を施すこと。
- ・毎日の作業終了時には、工事対象建築物の内外を清掃し、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓に努めること。
- ・工事における施工計画書、材料使用願い、各種関係書類等(調査報告書等)は、その部分の工事に着手するまでに、監督員の承諾を受けること。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。
- ・足場解体前に市検査員による中間検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。
- ・受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を市監督員に提出することとし、また法令に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
- ・工事着手に先立ち、石綿含有建材の仕様について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、市監督員に報告すること。
- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写し(A、B、D票)を市監督員に提示すること。
- ・土曜日、日曜日、祝日の施工は休工とすること。ただし、やむを得ない場合は監督員と協議を行い、休日施工の是非の決定を行うものとする。

津市市営ぜい-yama-dan-18-gakko屋上防水改修工事		縮尺
		1/300
図面名称	附近見取図・特記事項・配置図	原図：A2
津市建設部市営住宅課		No. 1/2



屋根伏図 S = 1/100

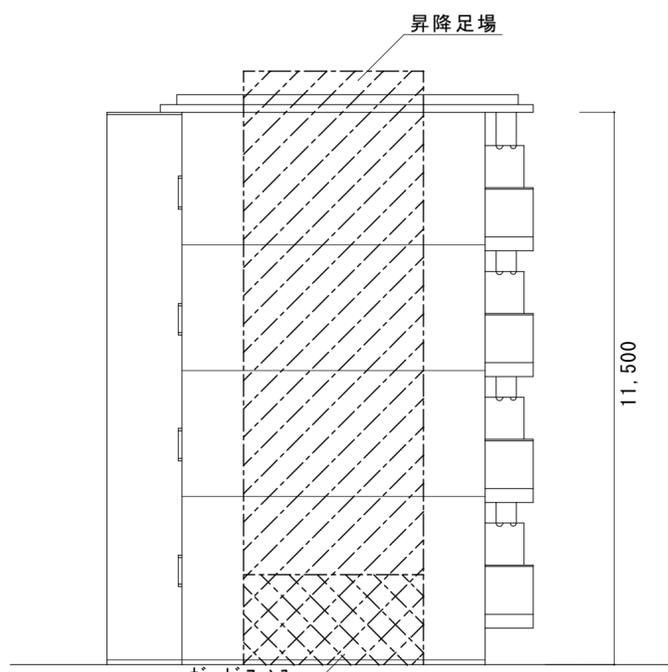
■ 防水改修仕様

凡例	部位	改修前	改修後
	平場	7スフェルト防水	水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-1) 《改修》
	平場	7スフェルト防水	水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
	立上り	7スフェルト防水	水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》

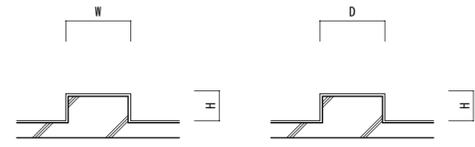
※ SUS製脱気筒 4箇所《新設》
 ※ 特記なき限り、防水仕上塗料は、遮熱保護塗料とする。

【凡例】

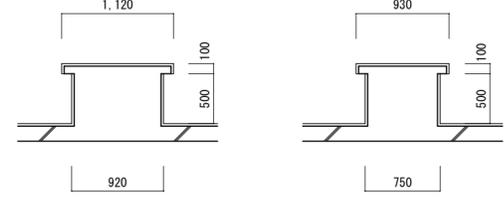
- ① 固定基礎 (給水) W600×D150×H200 (7か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ② 小小屋 (給水) W930×D1,120×H600 (2か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ③ 固定基礎 (高架水槽) W620×D620×H290 (4か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ④ 小小屋 (テレビ) W920×D720×H380 (2か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ⑤ 固定基礎 (アンテナ) W450×D450×H350 (16か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ⑥ 点検口 W1,000×D1,000×H430 (1か所) : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ⑦ トラハット W260×H250 : 水洗い (高圧ホンプ 10~15MPa)、下地調整 (ホリマセメントモルタル) の上、ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2) 《改修》
 - ⑧ ドレン (3か所) : 既設ドレン撤去の上、改修ドレン (縦引 銅製 キャップ 共) 《撤去、新設》
- ※ 上記防水範囲は、天端、立上りとする。(点検口を除く)



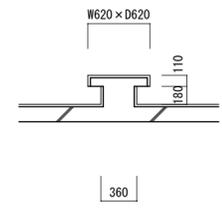
西立面図 兼 仮設計画図 S = 1/100



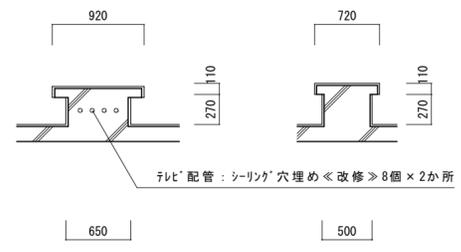
A、E 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、天端、立上り (見付含む) とする。



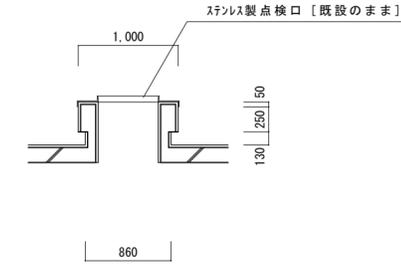
B 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、天端、立上り (見付含む) とする。



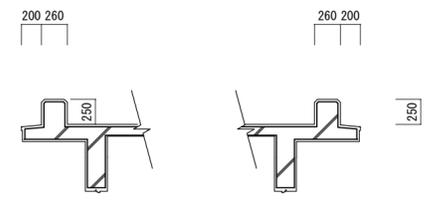
C 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、天端、立上り (見付含む) とする。



D 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、天端、立上り (見付含む) とする。



F 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、立上り (見付含む) とする。



G 断面詳細図 S = 1/50
 ※ 防水範囲は、天端、立上り (見付含む) とする。

津市市営げにやま団地 18号館屋上防水改修工事		縮尺
		1/50 1/100
図面名称	立面図・屋根伏図・詳細図	原図: A 2
津市建設部市営住宅課		No. 2/2